

**横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置  
に関する基本方針の改定について  
(別紙)**

令和 7 年 (2025 年) 12 月 2 日

**横須賀市立小中学校適正配置審議会**

## 目 次

答申に当たって	1
1 学校施設の課題について	2
2 遠距離通学への対応について	5
3 検討の手順について	6
4 方針名称について	8
用語解説	9

## 答申に当たって

横須賀市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、平成19年1月に「横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定（平成29年1月改定）し、これに基づき、学校の規模及び配置の適正化に努めてきた。

しかしながら、この間、「基本方針」の改定から8年が経過し、学校施設の老朽化や、一部の学校が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されたことなど、本市の教育環境は大きく変化している。

また、令和5年10月に当審議会が行った答申の付言にも記載しているとおり、市内的一部では遠距離通学の子どもたちがおり、全市的な対応が必要となっている。

加えて、教育環境整備の方策検討に当たっては、地域の意見を踏まえつつ、全市的な視点での検討体制も求められている。

このような経緯を踏まえ、教育委員会は、「基本方針」の改定について、当審議会へ諮問を行った。

諮問を受けた当審議会では、子どもたちの教育環境をよりよくすることを念頭に、学校現場、保護者及び関係団体の意見交換や、学識経験者の助言を基に、3回の会議を開催し審議を重ねてきた。

当審議会は、これまでの議論の結果、本答申をとりまとめたので、教育委員会に提出するものである。

## 1 学校施設の課題について

### (1) 審議会の考え方

校舎等の老朽化をはじめとした学校施設の課題については、教育環境整備の一環として、学校の規模・配置と一体的に扱い、方策等の検討を進めることが望ましい。

「横須賀市学校施設の長寿命化計画」との整合を取りながら学校施設の課題を追記するとともに、施設の築年数を教育環境整備の検討基準として新たに設け、対応方策についても追記するものとする。

### (2) 改定案

#### (課題)

##### 学校施設の課題について

本市の学校施設は、児童生徒の増加を背景に昭和50年代に集中して建設され、令和7年度（2025年度）時点では、全体の約6割の学校に建築後50年以上経過した校舎があり、体育館を含むその他の学校施設についても同様に老朽化が進んでいます。

また、本市には起伏に富んだ丘陵地が多く、建築後50年以上経過した学校の半分以上で、施設や敷地の一部が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されています。レッドゾーンに指定された施設若しくは敷地を含む学校は、建て替えコストが高くなることや安全性への配慮から建て替えが困難な場合もあります。

このような状況の中で学校施設を維持していくためには、大規模改修工事などに多額の費用が必要になるだけでなく、その時期も同じ期間に集中することが想定されるため、効率的な維持管理を行うことが求められています。

横須賀市内の公共施設などの基本的な維持管理の方針を定める「横須賀市公共施設等総合管理計画」に基づき、学校施設の個別施設計画として「横須賀市学校施設の長寿命化計画」を令和3年（2021年）3月に策定し、学校施設の目標耐用年数を、鉄筋コンクリート造の上限値である80年としました。

しかし、学校施設を築80年で一律に建て替えると、数年間に10校以上の学校の建て替えが必要になってしまいます。また、建て替えの構想などの検討から工事完了まで相当の期間を要することから、平準化のために可能な限り前倒して着手することを考慮すると、現時点では築60年以上経過している学校施設については建て替えを含めた教育環境整備の検討をする必要があります。

(検討基準)

	小学校	中学校
学校施設	●築年数が60年を超える場合	
学校規模	<ul style="list-style-type: none"><li>●11学級以下の場合<ul style="list-style-type: none"><li>・クラス替えができない学年がある。</li></ul></li><li>●31学級以上の場合<ul style="list-style-type: none"><li>・6学級以上となる学年がある。</li><li>・特別教室の割り振りなど、施設面での制約が出る。</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●5学級以下の場合<ul style="list-style-type: none"><li>・クラス替えができない学年がある。</li></ul></li><li>●31学級以上の場合<ul style="list-style-type: none"><li>・11学級以上となる学年がある。</li><li>・特別教室、体育館の割り振りや部活動の場所の確保など、施設面での制約が出る。</li></ul></li></ul>
通学距離	●2キロメートル程度を超える場合	●3キロメートル程度を超える場合

(対応方策)

□規模及び配置の適正化の方策

①学校施設建て替えの検討

学校施設の課題への対応として、施設の建て替えを検討します。

建て替えの検討に当たっては、まず、子どもたちの生活や教育環境に支障が生じないように配慮し、適正な学校規模や配置を踏まえるとともに、法令上の制限や学校の敷地面積、レッドゾーン等に十分留意して進めます。

②通学区域の見直し

小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、まず、通学区域の見直しを行うことで解消できないか考えます。

小規模校の場合には、隣接校の通学区域の一部を編入すること、大規模校、遠距離通学の場合には、逆に通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入することを検討します。

その他、町内会・行政センター所管区域が分断又は重複している地域、小中一貫教育ブロックと異なる地域、通学区域が複雑化している地域についても実態を把握した上で、通学区域を見直すことを検討します。

### ③隣接校との統合

小規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できないときには、隣接校との統合を検討します。

なお、統合によりいずれかの学校が廃校となる場合、学校の跡地利用については、全市的なまちづくりの視点で、本市の「未利用地等の土地利用に関する取扱方針」に基づいて検討を行うことになります。

### ④学校の分離新設

大規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できず、かつ用地が確保できるときには、学校の分離新設を検討します。この場合、特に、新設校及び周辺の学校が将来的にも適正規模が保たれることを考慮していきます。

(略)

## 2 遠距離通学への対応について

### (1) 審議会の考え方

全市的な遠距離通学への対応策については、これまでの実績を踏まえ、より現状に合った支援方法を記載するものとする。また、本市の地理的条件などを勘案し、基準となる距離のみで一律に支援の可否を判断することなく、柔軟に検討が行われる旨を追記するものとする。

### (2) 改定案

#### (4) 規模及び配置の適正化の方策について

##### □規模及び配置の適正化が困難な場合の方策

##### ○遠距離通学への対応について

通学区域の変更などの方策を講じても通学距離が適正とならない場合や、今後の統合や学校施設の建て替えなどに伴って、通学距離が適正な範囲を超えてしまうことも考えられます。

このような状況における全市的な遠距離通学への対応として、通学用定期券代の助成など、公共交通機関の利用を支援する方策も含めて検討します。

#### 【参考】適正な通学距離の範囲

小学校	中学校
● 2キロメートル程度 ・徒歩 30 分程度	● 3キロメートル程度 ・徒歩 45 分程度

※上記の通学距離に加え、当該地域の地理的条件などにより教育委員会が総合的に検討した上で、適正配置の検討や通学支援の実施について判断します。

### 3 検討の手順について

#### (1) 審議会の考え方

教育環境整備の方策検討の手順については「基本方針」の実施計画となる「横須賀市教育環境整備計画」に準じた手順へ修正するものとする。

#### (2) 改定案

##### (2) 検討・実施の手順について

学校の規模や配置の適正化は、前項の「学校規模や配置の適正化の検討のための基準」に該当したからといって、すぐに実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めていきます。

###### ①「横須賀市教育環境整備計画」の策定

教育委員会において、具体的な検討対象地域などの名称を明記した「横須賀市教育環境整備計画」を策定します。この計画に基づき、学校規模や通学区域、学校施設などに課題がある学校について、周辺の学校の状況などを考慮しながら、順次検討を進めていきます。

###### ②「横須賀市立小中学校適正配置審議会」における審議

教育委員会の附属機関である「横須賀市立小中学校適正配置審議会」（以下、「適正配置審議会」）では、「横須賀市教育環境整備計画」に基づき、教育委員会から諮詢を受け、教育環境整備に関する方策などについて審議を行います。

審議を進めるに当たり、それぞれの地域の状況などを把握するため、地域ごとに協議会等を設置（③に記載）し、意見を聴取します。

審議の結果を踏まえ、「適正配置審議会」として教育委員会へ答申を行います。

###### ③「地域別小中学校教育環境整備検討協議会」などの設置

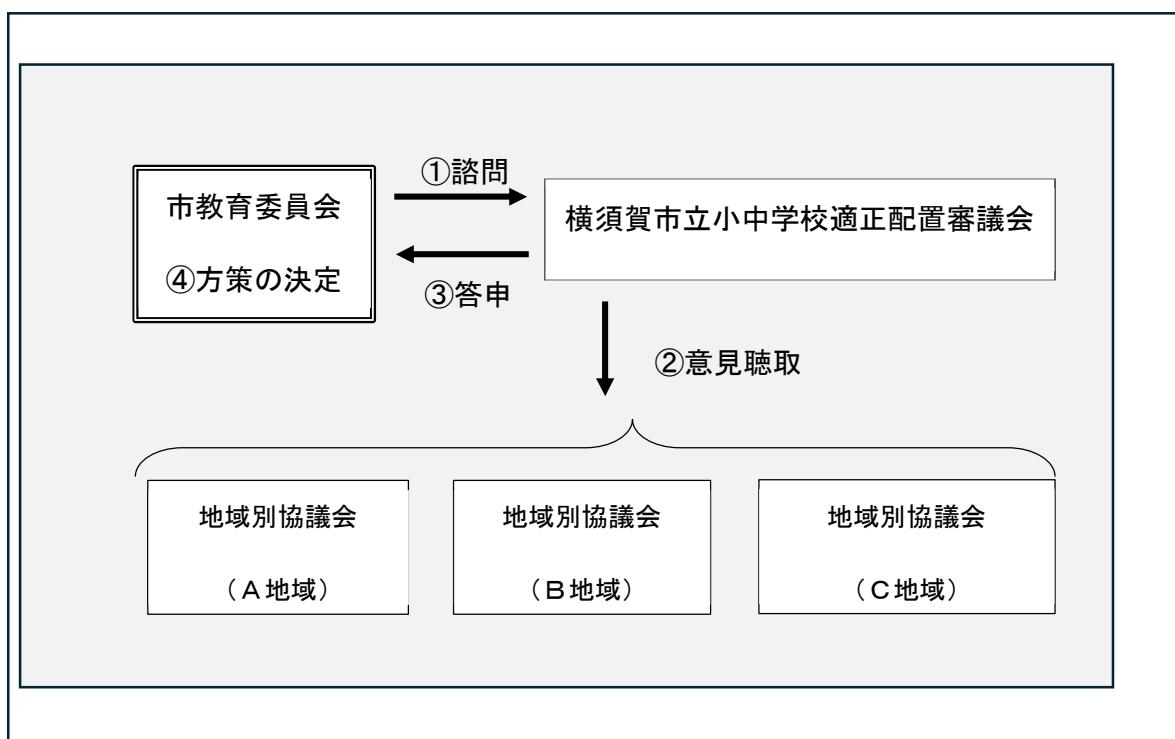
検討に当たっては、必要に応じて、さまざまな立場の方々の意見を幅広く取り入れるため、地域ごとに、学校関係者や保護者、地域住民で構成する「地域別小中学校教育環境整備検討協議会」（以下、「地域別協議会」）などを設置します。

「地域別協議会」などでは、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点を持ち、それぞれの立場から協議していただき、地域における意見を伺います。

#### ④教育委員会の決定

教育委員会では、「適正配置審議会」からの答申を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などの方策を決定します。

(フロー図)



## 4 方針名称について

### (1) 審議会の考え方

改定後の基本方針の名称については、主な改定事項である1～3に鑑みて、より包括的な内容を含む方針名称として「横須賀市立小・中学校の教育環境整備に関する基本方針」とすることが望ましい。

### (2) 改定案

「横須賀市立小・中学校の教育環境整備に関する基本方針」

## 用語解説

No	用語	解説
1	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	<ul style="list-style-type: none"><li>・「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律」(通称:土砂災害防止法)に基づき、都道府県知事が指定する区域のこと。</li><li>・土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を指す。</li><li>・土砂災害特別警戒区域内では、特定の開発行為の許可制、建築物の構造規制（新增築の場合）などの規制がある。</li></ul>